



※このページは1ページと10ページで1つのCONTENTSとなっております。掲示用としてお使いいただけます。

## 助成金情報

### 近畿ろうきんNPOアワード 子育て支援の活動をすすめるNPOを応援します!

子育て支援の活動をすすめるNPOを応援します!

助成対象●助成対象となるプログラムは、2007年4月1日～2008年3月31日に、国内で実施する新規プログラム(前年度からの継続事業でも可)で以下のいずれかの子育て支援事業とします。

#### ①子どもの成長を応援する事業

例) 保育ルーム、放課後の学童活動、不登校の子ども達へフリースクール、悩みを持つ子どもへのチャイルドライン、障がい児のサークル活動、在住外国人児童への日本語教室など

#### ②子育て環境を整える事業

例) お父さんの育児トレーニング、地域での育児相談活動、妊婦への胎教教室、食育セミナーなど

応募要件●1.NPO法人、ボランティア団体などの非営利の市民活動団体(任意団体含む) 2.近畿2府4県に、団体の主たる事業所を置いていること 3.その他、書類提出、公開について要件があります。詳しくは、ホームページ等でご覧下さい。

申込期間●1月4日(木)～2月28日(水)※当日必着

詳細HP●<http://www.rokin.or.jp/news/index.php?id=87>

☎近畿ろうきん地域共生推進センター 担当:西・金丸 受付:月～金 8:50～17:10  
〒540-8523 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-14 TEL:06-6942-1908 FAX:06-6941-6439  
e-mail:tiikikyousei@rokin.or.jp

## パタゴニア「環境助成金プログラム」

### ◇申請のためのガイドライン

・具体的な環境保護活動にのみ助成を行います。

#### 支援するグループ●

- ・問題の根本的な原因を見極め、働きかけ、長期的な視点で問題解決のアプローチを行っているグループ。
  - ・明確な行動指針があり、グループの目的を達成するための戦略的な計画を持っている活動。
  - ・市民のサポートによる強い基盤を創りだしているグループ。
  - ・直接行動する課題を持った、小規模な草の根で活動するグループ。
  - ・測定可能な結果を出そうとしている革新的なグループや、自治体や中央政府に対して法律を遵守するよう働きかけるグループ。
  - ・生物多様性と生態系の保護についての問題を多くの人々に提起する活動。
- 助成金額●活動内容、用途などにより異なりますが、多くの場合は200,000円から700,000円の範囲となります。

申請締切●1月31日(水)

詳細HP●[http://www.patagonia.com/japan/enviro/enviro\\_grants.shtml](http://www.patagonia.com/japan/enviro/enviro_grants.shtml)

☎パタゴニア日本支社

環境助成金プログラム係 担当:篠

〒248-0006 神奈川県鎌倉市小町1-13-12 本覚寺ビル

TEL:0467-23-8961

## 第5回マイクロソフトNPO支援プログラム

助成対象●社会的課題をより効果的、効率的に解決するためにITを活用した、斬新的なプロジェクトを支援します。以下のテーマのうちいずれか、もしくはすべてに当てはまるプロジェクトを助成の対象とします。

- ・ITを活用して「社会的課題の解決を目指す」活動
  - ・住み良い社会の実現や、さまざまな社会的課題を解決する活動
  - ・ITを活用して「人々の可能性を最大限に引き出す」活動
- 応募団体や受益者の可能性を広げ、豊かな夢のある生活をもたらす活動
- 応募期間●1月1日(月)～2月20日(火)24:00 必着
- 助成金額●1件あたり上限300万円、総額2,000万円

☎マイクロソフトNPO支援プログラム公式サイト

<http://www.microsoft.com/japan/npo/>

e-mail:jpnp05@microsoft.com

▼情報BOXに掲載できなかった情報は、センターのホームページに多数掲載しています。

URL●<http://www.ohmi-net.com/>

▼3月・4月の掲示板 情報募集中! 日時・場所・問合せ等を明記の上、2月1日までにEメール、FAX、または郵便でセンターまでお寄せください。

## 市民活動情報

### 浜大津こだわり市場

▶1月21日(日)・2月18日(日)  
朝市 8:00～12:00  
手仕事市 10:00～16:00

内容●安全、地産、伝統にこだわった「こだわり朝市」と、使えば使うほど味が出る生活の品が並ぶ「手しごと市」が毎月第3日曜日に開催されます。  
場所●大津市浜大津 京阪浜大津駅周辺と明日都3階プロムナード  
※手しごとの出店者も募集中です!

☎NPO法人HCCグループ

TEL:077-533-5898

(金・土・日は077-524-7826)

e-mail:hcc@npo.cc

URL:<http://kodawarimarket.com/market/top/top.html>

### 大津市市民活動センター主催・活動支援部会事業 連続3回シリーズ「協働を問う」

第1回/基礎編:協働のしくみづくり

▶2月17日(土)13:30～16:30

協働の基盤となる具体的な「しくみ」について考えます

第2回/実践編:協働の可能性を探る一環境

▶2月24日(土)13:30～16:30

環境をテーマに具体事例により琵琶湖をめぐる環境問題を考えます

第3回/実践編:協働の可能性を探る一教育、まちづくり

▶3月3日(土)13:30～16:30

地域が子どもを育むとはどういうことなのか、今日の教育問題と地域通貨によるまちの活性化について考えます

会場●3回いずれも大津市市民活動センター大会議室

資料代●各回500円(3回通し1,200円)

要申込、定員50名(先着順)

☎大津市市民活動センター

TEL:077-527-8661 FAX:077-527-8662

### 気分は杜氏、「岡村本家」で酒造り体験

▶2月10日(土)～11日(日) 雨天決行

◇体験の主な内容/普段一般の人が入ることのできない麹部屋での「麹づくり」、「仕込み」、そして、今では珍しい木製のしぼり機で酒袋を絞る、お酒造りを体験 ・かつて杜氏が泊まった蔵の中で宿泊(女性の方は別館利用)

▽酒造りのほかに…夜は、酒蔵の若旦那が語る、お酒造りにまつわるあれこれ話「酔楽(よがく)」・伊藤忠商事を創業した伊藤忠兵衛の旧宅や、江州音頭発祥の地といわれているお寺・千樹寺など、中山道・豊郷宿の町並み散策

▽そしてお土産は…自分で書いたラベルを貼って自ら瓶詰めした世界で唯一のお酒

開催地●滋賀県犬上郡豊郷町 旅行代金●お1人様18,000円

定員●各30名(最少催行人数/15人) 申込方法●下記から申込用紙をダウンロード、必要事項を記入のうえ、FAXか郵送でお申し込みください。

※お子様連れなど、特記事項がある場合は余白にご記入ください。

<http://gokan-seikatsu.jp/tour/pdf/form.pdf>

送付先●FAX:077-526-1381 郵送:〒520-0044滋賀県大津市京町3丁目4-22 滋賀会館

滋賀ツーリズム地域振興協議会内「五環ツアー」係

※追って詳しい旅行内容を記載した書面をお送り致します。

URL:<http://gokan-seikatsu.jp/tour/>

☎(有)地域観光プロデュースセンター

TEL:077-527-0227 / e-mail:info@ji-trip.com

企画提案●NPO法人五環生活・近江中山道を楽しむ会

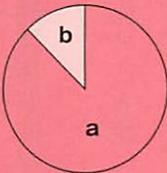
C3 (Community Concierge Consultant) ※滋賀県立大学学生団体

# 「社会をよくするための起業をしたいと思う？」

新会社法と市民活動

## Q1

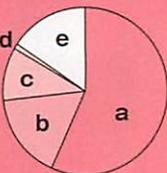
社会をよくするための起業をしたいと思いますか？



- a. はい…87.6%
- b. いいえ…12.4%

## Q2

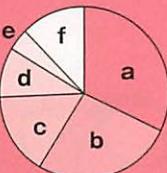
組織の形態は何か良いと思いますか？



- a. 会社…56.7%
- b. NPO法人…16.5%
- c. NPO…10.3%
- d. 公益法人…1.0%
- e. その他…15.5%

## Q3

事業型NPOをするならどんなジャンルで？



- a. 福祉…32.0%
- b. 文化…26.8%
- c. 環境…15.5%
- d. 国際…9.3%
- e. スポーツ…4.1%
- f. その他…12.3%

アンケート：携帯情報メール発信会社「Jメール」協力  
 回答者 総数97名 男性42名 女性42名 不明13名  
 10代…0名 20～30歳…22名 31～40歳…40名  
 41～50歳…14名 51歳以上…8名 不明…13名

[3・4月号のアンケート]  
 次回3・4月号は「指定管理者制度」をテーマにした巻頭アンケートを実施します。読者の皆さんもぜひ、アンケートにご協力ください。詳しくはP.9をご覧ください。

## この日なんの日 V・O・I・C・E



### 1.17 I HAVE A DREAM 夢を語れるチカラに乾杯

鳩（にお）の海や霞のうちにこぐ船のまほにも春のけしきなるかな（式子内親王「新勅撰集」）

皆さんの手元にこのニュースレターが届くのは、七草粥も過ぎたころですが、改めて新年のご挨拶をさせていただきます。

さて、今年もまた、1月17日（阪神・淡路大震災/防災とボランティアの日）が、やってきます。公民権活動家マーティン・ルーサー・キング（ノーベル平和賞受賞）が暗殺される数日前に行った「I HAVE A DREAM」の演説は、アメリカでは知らない人がないくらい有名で、毎年2月のBlack Heritage Month（※）が近づくと、テレビで演説中の彼の姿が放映されます。彼の誕生日（1月15日）に近い毎年1月3日曜日が「マーティン・ルーサー・キング・デー（Martin Luther King, Jr. Day）」として祝日になっており、1995年のマーティン・ルーサー・キング・デー（1月16日）には、私はシアトルで大学院入学応募論文を書いていた。その最中に、日本で起こった阪神・淡路大震災発生第一報が届きました。それから数時間単位で倍々になる死傷者の数や神戸（シアトルの姉妹都市）の被災状況に胸を痛めながらも、シアトルでは様々な支援活動が展開され、30数年培われてきた神戸とシアトルの絆の強さに感動しました。人の絆がある限り、希望は続く。1月17日は、私にとって「希望」という言葉を思い出す日です。

#### ◇活かす過去と創る未来を見据えて

震災を契機として、市民活動促進を目的に市民活動・NPOの中間支援センターが各地で整備されるようになり、1997年4月には、滋賀県におけるNPO支援センターとして淡海ネットワークセンターが設立されました。この間、市民活動を取り巻く社会環境や認知度も大きく変わってきました。行政、企業、NPO、大学等々多様な主体を巻き込みながら展開するパートナーシップ型地域運営に関する議論も活発化しており、新しい公共の担い手となる市民活動のプロとしてNPOの自覚、自立的経営や共感のコミュニティづくりが一層求められています。

そこで、淡海ネットワークセンターでは10年の節目に全県事業として価値のある事業や時代に求められる事業の組み立てを行い、地域力を高める「公民協働・地域主導のまちづくり」に寄与し、市民活動の次の10年を支えていきたいと考えています。

今年も皆様にとって、実り多き一年でありますように。

※米国では特定の月を民族・人種記念月としており、2月はBlack Heritage Month。

淡海ネットワークセンター事務局長 浅野 令子

平成十八年五月に施行された新「会社法」。一見市民活動にはなんら関係のなさそうな法律です。しかし、この法律が施行されたことで、市民活動団体が取得する法人格にちょっとした変化が現れました。

今回はびわちゃんと仲間たちが取材して、市民活動団体の法人化について色々と質問をしました。新「会社法」と市民活動、一体どんな関係があるのでしょうか。



活動が広がってきたのですが、法人になったほうがメリットはありますか？



法人化にはメリットだけでなくデメリットもあります（図1）。メリットが大きければ、法人化されてもいいと思いますが、逆にメリットがあまり感じられないようであれば、そのまま任意団体でいかれてもよいかと思いますよ。自分たちの団体に本当に法人格が必要かどうか、まずはそこから考えてみてください。



もし法人化するとしたら、NPO法人ですよ？

多くはNPO法人を選択されています。しかし、近年、法人制度が大きく変わり（図2）、平成十八年に新会社法が施行されたことや、公益法人制度改革で、選択する法人格は多様になってくるかもしれません。



どうして多様になるのですか？



新会社法では、営利目的でない会社に「非営利性」の要素が含まれるようになり、営利・非営利の境界が不明確になってきました。また、会社の設立要件や手続きが大きく緩和されたことで（例：最低資本金制度の撤廃・取締役数が一名可など）、会社の設立や運営が大変しやすくなりました。こうしたことから、市民活動団体が会社組織を利用しやすくなったことが考えられます。



法人格は具体的にどのようなものがあるんですか？



非営利の分野では「NPO法人」の他、公益法人制度改革での新法人たる「公益社団法人」「一般社団法人」などが考えられます。営利の分野では「株式会社」・「LLC」・「LLP」・「企業組

※商法第2編、有限会社法、株式会社法の特例に関する法など、様々な法律に分散していた会社に関する規定をひとつの法律にまとめた。



三木さん

びわちゃん

合」（以下、総称して「会社等」とします）が考えられます。また、「合資会社」や「合名会社」も考えられますが、選択される方は少ないと思います。特徴と違いを図3に整理しました。

「公益社団法人」「一般公益法人」については、平成十八年に法律が制定されたばかりで、施行前ですので、今は触れないでおきましょう。



「NPO法人」と「会社等」の違いは何ですか？



NPO法人は、社会的課題の解決（ミッションの達成）を第一の目的とする市民活動を促進するためにできた非営利の法人格であり、一方、会社等は、営利目的で事業を行う組織に最も合った法人格といえます。前提としている組織の目的や性格が異なるため、組織を動かすための仕組みが違ってきます。例えば、NPO法人は、余剰利益が出ても構成員で分配する

ことはできず、繰越などで次の活動に充てることとなっているのに対し、会社等は、利益を出資者で分配することを原則とします。会社等が、一般に「営利目的」と評されるのはこの点にあります。また、NPO法人は、会員が対等な立場で話し合って組織を運営する仕組みであるため、十人以上の会員が要件となっています。基本的に誰でも会員になることが可能で、活動の趣旨に賛同する人から、会費や寄付、助成金などを得やすいことが挙げられます。一方、会社等は、少ない人数で設立が可能で、短期間に設立ができます。収益構造をつくりやすい反面、寄付や助成金などを得ることは難しいといえます。



「NPO法人」か「会社等」、どちらを選ぶかの判断はどのあたりであればいいのでしょうか？



公益的・社会的な活動を行っていることが最も社会的に認知されやすいのはやはり「NPO法人」です。しかし、

市民活動が収益性の高い事業を行う場合は会社等を選ぶことも考えられます。NPO法人で収益が大きくなると、市民活動団体なのか企業なのか分かりにくくなり、そのことで、支援を得にくくなることも考えられます。それなら、はじめから会社等設立して、収益を挙げながら、団体のミッションを達成していく選択もあります。ま

た、事業の特性によっては、銀行や取引先との契約を結びやすいことから会社等を選ぶことも考えられます。その他、NPO法人と会社等を併せ持ち、会社等で収益を挙げて、NPO法人への寄付という形で活動を支援するといったことも考えられます。



最後に法人格を選ぶ留意点を教えてください。



法人格はあくまでも道具にすぎません。組織の性格や将来的なビジョン、活動の特性などからどの道具が一番合っているか考えて欲しいのです。また、取り組みの目的のために、事業の性格によって法人格を複数組み合わせることも考えられます。でも、初めにお話ししたように、法人格をとらないで、自由度の高い任意団体のままいくという選択肢もありますよ。



ありがとうございました。今日のお話をもとに、法人化についてみなで考えてみたいと思います。



●三木秀夫さんプロフィール●

弁護士。三木秀夫法律事務所所長。日本NPO学会理事、NPO法人大阪NPOセンター理事などを務める。著書に「NPO法人の設立と運営Q&A」(共著)など。

法人化のメリット・デメリット (図1)

★メリット

- ・ 契約や所有の主体になれる
- ・ 個人より信用がつくりやすい
- ・ 団体の資産と個人の資産を明確に分けられる
- ・ 従業員を雇用しやすくなる
- ・ 助成金などを受ける場合に信用がつくりやすい
- ・ 団体としての法的なルールを持って活動できるなど

★デメリット

- ・ 管理運営に手間と経費がかかる  
(例) 官公庁への届出、事務量の増など
- ・ 法や規則に則った運営をしなければならない
- ・ 解散の手続きにも手間と経費がかかるなど

最近の法人制度の改革 (図2)

- ・ 平成10年(98年) 特定非営利活動促進法 (NPO法) 成立・施行
- ・ 平成13年(01年) 中間法人法 成立・平成14年施行
- ・ 平成17年(05年) 会社法 成立・平成18年施行
- ・ 平成18年(06年) 公益法人改革法 3法成立・平成20年までに施行

## 新会社法と市民活動

### 特定非営利活動法人 (NPO法人) とその他の比較(図3)

|          | 特定非営利活動法人 (NPO法人)   | 株式会社   | LLC (合同会社)  |
|----------|---|--|---|
| 特徴       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益を目的とする(=不特定多数の利益)</li> <li>・利益を構成員で分配しない(=利益は活動に使う)</li> <li>・役員のうち報酬を受け取れるのは1/3以下</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新会社法で有限会社と株式会社が一本化され株式会社に</li> <li>・有限責任(※①)</li> <li>・大規模化に適している</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新「会社法」での会社法人の一つ</li> <li>・Limited(有限) Liability(責任) Company(会社)の略</li> <li>・小規模企業に使いやすい会社組織</li> <li>・コミュニティビジネスで活用が見込まれる</li> <li>・定款自治(※②) ・有限責任(※①)</li> </ul> |
| 要件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・10人以上の社員</li> <li>・宗教活動、政治活動が目的では不可</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人で可、出資金1円から可</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人で可、出資金1円から可</li> <li>・出資者全員が業務執行(出資のみの参加は不可)(定款で例外可)</li> </ul>   |
| 設立方法     | 所轄庁による認証<br>設立登記  | 設立登記   | 設立登記  |
| 設立期間     | 約4か月  | 約1か月   | 約2週間  |
| 資本金      | —   | 1円以上   | 1円以上  |
| 社員(会員)   | 10人以上   | 1人以上   | 1人以上  |
| 理事数(取締役) | 3人以上  | 1人以上   | 定款で自由に決められる   |
| 監事数(監査役) | 1人以上  | 設置任意   | 定款で自由に決められる   |
| 利益の配分    | 利益は次年度の事業に充当  | 出資割合に応じて分配   | 定款で自由に決められる   |
| 課税       | 法人課税<br>(税法上の収益事業に対して課税)  | 法人課税<br>(全ての事業に対して課税)  | 法人課税<br>(全ての事業に対して課税)   |

|          | LLP (有限責任事業組合)  | 企業組合   |
|----------|---|--|
| 特徴       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Limited(有限) Liability(責任) Partnership(組合)の略</li> <li>・小規模企業に使いやすい組織</li> <li>・コミュニティビジネスで活用が見込まれる</li> <li>・内部自治(※③) ・パススルー課税(※④)</li> <li>・有限責任(※①)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が組合員となって資本と労働を持ち寄り組織</li> <li>・独立指向型のメンバーが集まって事業するのに向く</li> <li>・コミュニティビジネスでよく活用</li> <li>・有限責任(※①)</li> </ul> |
| 要件       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2人以上、出資金2円以上(1人1円から)</li> <li>・出資者全員が業務執行(出資のみの参加は不可)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4人以上の出資</li> <li>・全従業員の1/3以上が組合員</li> <li>・全出資者の1/2以上は事業従事</li> <li>・都道府県の認可</li> </ul>                          |
| 設立方法     | 契約の登記   | 所轄庁による認証<br>設立登記   |
| 設立期間     | 約2週間  | 約1か月   |
| 資本金      | 2円以上  | —  |
| 社員(会員)   | 2名以上  | 4名以上   |
| 理事数(取締役) | 契約で自由に決められる   | 3人以上   |
| 監事数(監査役) | 契約で自由に決められる   | 1人以上   |
| 利益の配分    | 契約で自由に決められる   | 2割までは出資割合で、それ以上は働きに応じて配当   |
| 課税       | パススルー課税(※④)<br>(全ての事業に対して課税)  | 法人課税<br>(全ての事業に対して課税)  |

※①有限責任とは…出資者が出資した額のみについて責任を負うこと。会社が倒産しても出資した額以上に責任を負う必要はありません。

※②定款自治とは…組織、運営、配当比率等を定款によって自ら決められること。

※③内部自治とは…組織、運営、配当比率等を契約によって自ら決められること。

※④パススルー課税…法人ではないため、LLP自体には課税されない。LLPで出た利益は、出資者が全員一致で定めた比率で割り振り、これを各出資者の所得として(個人の所得税や法人税が)課税される。逆に、赤字となった場合、出資者は割り振られた損失分を所得から差し引くことができ、節税にもなる(損失は出資金額の範囲内までになる)。

「税務」について知りたい  
③ 所得税の確定申告について

講演などで個人で謝金をもらっています。確定申告しなくてはいいですか? 確定申告はどのようなときにしなくてはならないのですか?

確定申告は、1年間(1月1日から12月31日まで)の所得金額とそれに対する所得税を計算して、翌年2月16日から3月15日までの間に申告する制度です。所得税を納めるための手続きですが、納めすぎた税金を返してもらおう手続きでもありません。所得税は個人が得た所得に対して課される税金で、一年間の所得の合計額が「38万円(基礎控除額)※注」を越える場合に確定申告しなければなりません。(※注:基礎控除以外に控除対象配偶者などの所得控除に該当すれば、控除の合計額(38万円+該当する控除額)になります。)

お尋ねの件は、個人で謝金をもらっているということですので、謝金と他の所得を合計して38万円(※注)を超える場合は、確定申告をしなくてはなりません。団体として謝金を受けている場合は、NPO(任意団体)やNPO法人が団体として法人税を申告することになりますので、所得税の確定申告は関係ありません。

確定申告をしなくてはいいけない主な項目をピックアップしましたので、あなた(個人)が以下の項目に該当するかどうかチェックしてみてください。

- ① 謝金等の収入があり、年間38万円(※注)を超えるとき。
  - ② 給与を1か所から受けている場合で、給与以外に謝金等の収入があり、それが年間20万円を超えるとき。
  - ③ NPO(任意団体)やNPO法人から給与が支給されていて、年末調整がされていないとき。
  - ④ 2力所以上から給与を受けていて、主たる給与以外の従たる給与の収入金額が20万円を超えるとき。
- ①~④の一つでも該当する場合は確定申告が必要です。確定申告については、期限後申告や無申告の場合は、本税とは別に「加算税や延滞税」がかかりますので注意が必要です。
- なお、確定申告をしなくてよい場合でも、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合や、医療費控除、寄付金控除等を受ける場合は、還付を受けるための申告書を提出することができます。

Sekenよし

企業の社会貢献や  
市民・行政との  
協働etc.をご紹介します

株式会社安土建築工房

TEL.0748-46-5305 FAX.0748-46-5391  
http://www.a-kobo.com/

山で育てた木で家づくり、ゴミを出さない住まい作りを通してモノも人も無駄にしない、活かしきるエコロジー活動を実践しています。

建築端材を燃料に再利用してゴミが全く出なかった昭和四十年代初頭に自らが経験してきた地域循環型の暮らしを復活させたいと、一九九〇年に独立。山で育てた木で家づくり、材木を最後まで使い切る「ゼロエミッションプロジェクト」をスタートさせました。

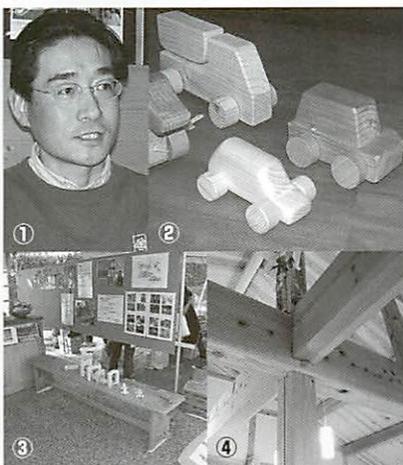
創業以来、建築端材を活用するため作業場を開放して親子工作教室や日曜大工講座などを開催。二〇〇三年にはおもちゃ工房を発足し、端材を手作り

の家具やおもちゃのほか、薪ストーブなどに再利用する環境にやさしい取り組みを進めています。現在、徳島県那賀町で自社林を育て、二〇一〇年には第一号の材木を切り出し、お客様とともに切った分だけ苗木を植えることで、山を育てるプロジェクトが完成します。

昨年、精神障害者の就労支援セミナーで講師を務めたのを機に、近江八幡市内の共同作業所の仕事興しを手伝うようになりました。「端材を使ったおもちゃづくり」を柱に、週一回メンバーと職員を対象に教室を開き、工房の開設にこぎ着けました。販路を拡げるため、環境ビジネスメッセや地元の祭りに共同で出展し、今では、デザインから製作まで一人ひとりが仕事に前向きに取り組むようになりました。「環境も福祉も同じ。モノも人も活かしきることがエコロジーなんです」。

最近、林業家や製材業者らと連携し、山の仕事を学ぶツアーを企画。市民との「顔の見える関係」づくりが功を奏して、県産材で家を造り森を守る動きが活発化してきました。

また、金物にたよらず木で木を締めるという伝統的な日本の木造建築技術を引継ぐと、県内外から希望する若者を受け入れ、伝統工法の伝承に努めるなど環境から福祉、建築文化の伝承など多方面にわたる社会貢献に邁進しています。



①代表の西澤由男さん  
②建築端材を再利用した木のおもちゃ  
③精神障害者共同作業所とのコラボレーション  
④自然の素材を使い、環境負荷の少ない住まい作り

# 元気探し隊

GENKI  
SAGASHITAI

## NPO

1月3日「福の日」  
福祉  
てくてく草津

### 弱視児童のための 教科書作りボランティア

てくてく草津は、草津市社会福祉協議会と草津市教育委員会の呼びかけで集まった、弱視児童のために文字・図の大きな教科書を作る市民ボランティアグループです。弱視といっても、一人一人見え方が違っているので、その子に最適な文字の大きさを選びます。小学校の算数や理科は特に図やグラフが多く、文字とのバランスを考えての配置。原本の教科書ページ分を大きくして二〜三ページに、流れを考慮しつつレイアウトします。拡大コピーしたらできあがるというものではありません。

メンバーは主婦、リタ



●代表の井上順子さん

1月10日「110番の日」  
防犯

### ブンブンしっぽの会

### 愛犬とのより楽しい生活をめざして！ 「うんちゼロキャンペーン」と 「ワンワンパトロール隊」

「核家族が増えて、少子高齢化が進む中で、犬は大切な家族の一員として果たす役割が大きくなってきている」と事務局の足立さん。「ブンブンしっぽの会」は、そんな愛犬が地域で受け入れられて、愛犬との暮らしをもっと楽しいものにするために発足しました。現在、大津市の仰木の里、湖都が丘地域を中心に活動をしています。

地域では多くの犬が飼われていますが、ふんの不始末が後を絶ちません。「誰かが何かをしないとこの問題は解決しない」と考え「うんちゼロ



●散歩時に子供安全パトロールのゼッケンをつけた愛犬とメンバー



●「うんちゼロキャンペーン」に参加するメンバー

イキイキとした暮らしや、地域の魅力を創るために、ボランティアや市民活動を広めようと日夜奮闘している元気なNPOを探し出して、応援していきます。

1月17日「防災とボランティアの日」  
防災

### たかしま災害支援 ボランティア ネットワーク「なます」

### 大切な命を守るために 「備えと構え」をテーマに 防災啓発に取り組む「なます」の挑戦

旧新旭町社協のボランティア・コーディネーターだった太田直子さんは、阪神淡路大震災をきっかけに災害への関心を持つようになった。社協主催の災害をテーマとした講演会に集まった人に呼びかけて、二〇〇一年三月に「なます」を立ち上げた。

立ち上げたものの、いざ何をしていいのかわからない。災害への意識啓発のためのチラシ作成と配布を始めたもののあまり読んでもらえない。どうしたら心に残る啓発ができるものかと、二〇〇二年九月から防災啓発の漫才と劇を始めて、やっと、その存在が認知されるようになった。



●発起人の太田直子さん

イア後の男性など。分担を決め自宅のパソコンで作業し、週一回集まって情報交換しつつプリントアウトして、校正します。一冊の教科書を作成するのに約四〜五か月。プリンターと共有パソコン

一台は助成金で、教科書は出来上がり納めて申請すれば文部科学省から無償給与の対象として作成経費がもたらえます。

代表の井上順子さんは「子育ても終わり、何か社会に役立つことをやってみたい」と応募しました。最初は見本もなく手探りでした。「教科書を使ったお子さんや保護者の方からお手紙をもらった時など、本当にうれしいです。来年は中学に進学する子どもがいるので英語や数学という難しい教科書にもチャレンジします」とのこと。弱視児童・生徒の頼もしい応援団だな、と感じました。



●拡大教科書作りの作業風景



●拡大された国語の教科書

### てくてく草津

代表●井上順子 設立●2004年 会員●約15名  
連絡先●草津市草津3丁目13-25 TEL: 077-562-0084 FAX: 077-566-0377 (社会福祉法人草津市社会福祉協議会内)

ロキャンペーン」を設立当初から行っていきます。愛犬の散歩時には必ずふんを持ち帰るようにと、地域の約三千世帯に回覧で呼びかけを行ったり、定期的に清掃活動を行ったりしています。この活動が今後滋賀県全域に広がることを願っています。



●ビニール袋をつけた布団たたき棒とゴミバサミでうんちを取るアドバイス

さらに、子どもを狙った悪質な犯罪が多発する中「無理のない範囲で、できることからやってみよう」と、「ワンパトロール隊」の活動も開始。散歩の時に、犬は「子供安全・パトロール」の文字が書かれたゼッケンを、飼い主はバッジを付けて歩きます。いつも通りのコースをゼッケン等を付けて歩くだけでも、犯罪抑止効果があるのだとか。ゼッケン等はメンバーによる手作りです。

今の悩みは、活動に協力してくれる新しい人をどのように増やすかということ。大切な愛犬と、地域でのよりよい暮らしを送るために、共感の輪が広がることを目指しています。

(事務局スタッフ 高峯陽子)



●事務局の足立弘美さんと子ども安全パトロールのゼッケンをつけた愛犬

### ブンブンしっぽの会

代表●清水智恵美 設立●2004年 運営メンバー●約5名  
連絡先●湖南市岩根136-98 TEL:0748-75-6522 FAX:0748-75-3295((財)動物保護管理協会内)  
URL: <http://www.geocities.jp/bunbunshippo/>

現在の活動の中心は、出前講座。漫才、クイズ、大型ロール紙芝居など交える内容は多彩で、十六あるメニューから主催者の希望に応じてプログラムを決めている。メニューはすべてメンバーが考え作ったもの。講座で使う道具も、すべて手作りで、分かりやすく伝えようとする工夫が随所に感じられる。講座で自治会などにでかける回数も年間三十回を超えるほどの盛況ぶりだ。また毎年五月には、災害発生時シュミレーション活動としてサバイバルウォークというイベントも開催している。

合併を機に名前も改め、活動地域も高島市全域へと広がった。メンバーの努力と工夫で災害への啓発は進んできたものの、自分の命を守る行動をおこしてくれる人が少ないのが現状。一月には、そうした命を考える「阪神淡路大震災メモリアルイベント」を開催することとしている。「命の大切さを考えてもらい、災害への備えをしてほしい」というのが「なまず」のみんなの願いだ。

(編集ボランティア 阿部圭宏)



●家具の転倒防止説明で使用する手作りのミニチュア家具



●手作りの大型ロール紙芝居で「大地震の時の心得」を伝授

●メンバーの中村麻子さん

### たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」

代表●亀井博之 設立●2001年 メンバー●23名  
連絡先●高島市新旭町安井川240-12 TEL/FAX: 0740-25-5095 (太田)

## 第5回(2007年)おうみNPO活動基金助成事業採択団体が決まりました

淡海ネットワークセンターでは、自主的なNPO活動が積極的にすすめられるよう2002年から「おうみNPO活動基金助成事業」を実施しています。このたび2007年事業の採択団体が決定しました。

●応募数：53団体 ●採択数：14団体 ●助成決定総額：13,090,000円

### ◎自主事業助成

- ・NPO法人絵本による街づくりの会
- ・NPO法人鳩の街
- ・NPO法人五環生活
- ・NPO法人菜の花プロジェクトネットワーク
- ・NPO法人あさがお
- ・NPO法人環境工房ころころ
- ・NPO法人琵琶湖ネット草津
- ・山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会

- ・子どもの美術教育をサポートする会
- ・NPO法人NPO子どもネットワーク天気村

### ◎協働事業助成(調査検討)

- ・おうみX-SPORTSプロジェクト

### ◎NPO活動支援事業助成

- ・NPO法人大津市民協働ネット
- ・NPO法人FIELD
- ・マキノまちづくりネットワーク

## 公共施設と市民のかかわりを考えるフォーラム

市民のチカラでもっと活かせる「公共施設」～指定管理の事例を通して考える～

◆日時：1月24日(水) 13:00～16:45

◆場所：滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)

◆参加費：500円

◆内容：

☆基調講演／「私のだいじな場所」～公共施設の市民運営を考える～

講師／西川 正さん(NPO法人市民活動情報センター・ハンズオン埼玉 副代表理事)

☆パネルディスカッション／「指定管理の事例を通して」

パネリスト・事例報告

阿部圭宏さん(NPO法人市民がささえる市民活動ネットワーク滋賀 代表)

高見啓一さん(米原市立米原公民館/NPO法人FIELD 副専務理事)

藤田知丈さん(近江八幡市立マルチメディアセンター/キタイ設計(株))

コメンテーター／西川 正さん(NPO法人市民活動情報センター・ハンズオン埼玉 副代表理事)

コーディネーター／浅野令子(淡海ネットワークセンター 事務局長)

※参加者相互の交流を図るため名刺(10枚程度)を持参ください。

※参加ご希望の方は、氏名、所属、連絡先(TEL/FAX/e-mailなど)をご記入のうえ、淡海ネットワークセンターまで。ホームページからもお申し込みいただけます。

## 第4回(2006年)おうみNPO活動基金採択団体成果発表会

第4回(2006年)おうみNPO活動基金助成事業採択団体による成果発表会を開催します。

◆日時：2月24日(土) 13:00～17:00

◆場所：県民交流センター(ピアザ淡海)305会議室

※詳細については決定次第センターホームページ、メールマガジンでお知らせします。

## おうみ未来塾第7期生成果発表会

おうみ未来塾第7期生がグループ研究活動の報告を中心に、2年間の塾活動の成果を発表します。

◆日時：3月11日(日) 午後

◆場所：調整中

※場所および詳細については決定次第センターホームページ、メールマガジンでお知らせします。

## 高知県馬路村・徳島県上勝町に行ってきました

おうみ社会起業塾のフィールド調査として11/18・19に馬路村、上勝町に行ってきました。地域の資源をうまく活かし、元気になった2つのまちから、仕組みづくりの大切さを学びました。

Relay Essay

## おうみ未来塾生 リレーエッセイ

[5期生]

斎藤 富士夫さん



## 人とのネットワークが創れる未来塾!!

務局を担当しています。新規事業として地域ITリーダー養成講座を開催中です。シニア世代のIT(情報技術)力を生かし、地域で初心者向けパソコン指導者として活動していただきます。認定試験によりシニア情報生活アドバイザーの認定が受けられます。県下にこの地域ITリーダーのネットワークができればと頑張っています。

※「おうみ未来塾」は、地域課題に取り組むリーダーを目指す人が集う塾で、現在7期生・8期生が学んでいます。これまでに約140人が卒業し、各地で「地域プロデューサー」として活躍しています。

グループ研究で「生涯学習でメシは食えるか!」を課題として県内、県外の生涯学習の取り組みを視察しました。活動を通して多くの方々と知り合うことができたことが一番の収穫でした。現在湖南省を中心に活動している「湖南まなびすと」生涯学習市民グループの事

## 3・4月号の特集アンケート

## テーマ：指定管理者制度

アンケートにご回答いただける方は、性別・年齢をご記入の上、ハガキ、ファックスまたは電子メールで淡海ネットワークセンターまでご送付ください。住所・氏名をご記入いただいた方には抽選で粗品をプレゼントいたします。

▶アンケート締切：1月末日

Q1.公の施設の管理を民間が行う「指定管理者制度」を知っていますか？

a.知っている b.聞いたことがある c.知らない

Q2.公民館など住民に身近な施設はだれが運営するのがよいと思いますか？

a.行政 b.住民団体・NPO c.民間会社

Q3.公の施設の運営には何が最も大切だと思われるか？

a.管理経費の削減 b.利用料金の安さ  
c.利用者ニーズの反映 d.親しみやすい雰囲気



伝言板に掲載できなかった情報は、センターのホームページに掲載しています。URL●<http://www.ohmi-net.com/>

## 助成金情報

### セブン-イレブンみどりの基金の公募助成

セブン-イレブン店頭に寄せられた市民(=お客様)からの募金が、地域の市民の環境活動を支援する助成制度です。※日本国内の団体および活動が対象。  
応募期間●1月31日(水)まで 当日消印有効

☆環境市民活動助成

◇助成の種類と趣旨/①活動助成:地域環境や自然環境保護など、市民が主体となって行っている環境活動に広く社会還元することを目的とした助成です  
②NPO法人格取得助成:2008年2月29日までに「環境の保全を図る活動」分野でNPO法人格を取得し、活動を行っていく団体への助成です。活動資金を原則3年間継続して助成します。③モデル事業助成:3年間を目途に完成させることができる先進的で波及効果の大きいモデルの事業に対し、2年間または3年間事務局経費も含め、事業資金を助成します。対象はNPO法人およびプロジェクトチームで、事業の手法や成果を他の団体に普及してもらうことで、環境NPO全体の発展を目指します。④自立事業助成:3年間の助成期間内に人件費・事務所費などの財政基盤を安定的に確保できる事業を構築し、自立した活動ができる環境NPOを目指す団体を支援します。事務局経費(人件費・事務所)を原則3年間継続して助成します。

対象活動分野●自然環境を保護保全する活動、環境省または都道府県のレッドリストで「絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類」「準絶滅危惧」に指定されている野生動物の生態系保護保全活動、明確な学習目的と体系的な学習プログラムをもった体験環境活動、地球温暖化などの環境問題を生活の中から考え、解決することをテーマにした活動

助成金額●①1団体あたり上限特になし・総額7000万 ②1団体あたり上限50万円 ③1団体あたり上限200万円 ④1団体あたり上限360万円

☆地域美化活動助成

◇助成の種類と趣旨/①植花活動助成:花あふれる美しい街並みをつくることを目指す、日本全国各地の植花活動を支援します。②地域清掃活動:ごみを落とさない日本人の心を育み、美しい街並みをつくることを目指す、日本全国各地の美化活動を支援します。

対象活動分野●①公共の場所やそれに準じる公共性の高い場所で、市民が主体となって企画し、継続して行っている花や緑を植える活動。ただし、学校などの敷地内、時間や入場資格に制限のある場所での活動は対象になりません。②公共の場所やそれに準じる公共性の高い場所で、市民が主体となって企画し、継続して行っている清掃活動。

助成金額●①総額1000万円内 ②50団体・1団体あたり上限20万円

詳細HP●<http://www.7midori.org/>

☎セブン-イレブンみどりの基金 助成担当

〒102-8455 東京都千代田区二番町8-8

TEL:03-6238-3872 FAX:03-3261-2513

### 藤田記念まちづくり企画支援事業

支援対象プロジェクト●まちづくりに関する画期的で創意溢れる企画であって、出来上がったものでなくこれから構築しようとするものを対象とする。企画の内容については、特に制限は設けず、出版、展示、イベント、仕組みづくり、その他の活動等いずれでも可とする。

支援方法●応募のあったプロジェクトについて、その概要を協会会報「再開発コーディネーター」及び協会HPに紹介する。審査により特に優秀なプロジェクトを一点ないしは数点選定し、総会終了後、毎年度総支援額100万円の範囲内で資金を供与する。

募集期間●2月1日(木)～2月28日(水)事務局必着

詳細HP●<http://www.urca.or.jp/bosyu/fujitakinen/19fujitakinen.htm>

☎社団法人 再開発コーディネーター協会

白井・増崎 TEL:03-3437-0261 e-mail:soumu@urca.or.jp

### ソフトバンク社会的投資プログラム

環境保護・障がい者支援・青少年育成・地域社会貢献活動等に取り組んでいる団体を対象に、特に「移動体通信を活用し人々のコミュニケーションを豊かにするプロジェクト」に対して助成を行います。

応募期間●1月1日から1月31日まで(当日消印有効)

対象プロジェクト●日本国内で実施する下記に該当する内容で、課題の解決や支援につながるプロジェクト(概ね1年以内のもの)。①環境保護:移動体通信事業が潜在または顕在的に環境へ影響を及ぼす課題の解決に寄与する活動 ②障がい者支援:障がい者の豊かなコミュニケーションを促進する活動 ③青少年育成:青少年の豊かなコミュニケーションを促進する活動、または、移動体通信事業を活かした青少年の健全な育成に寄与する活動 ④地域社会貢献:地域社会におけるコミュニケーションを豊かにし、人々のつながりを深める活動、または、移動体通信事業を活かした地域安全に寄与する活動

詳細HP●<http://www.softbankmobile.co.jp/corporate/csr/socialinvestment/youkou/index.html>

☎ソフトバンクモバイル株式会社総務部 CSRグループ

〒105-7317 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

e-mail:csr.jp@mb.softbank.co.jp

### 全日本冠婚葬祭互助協会 社会貢献基金

この基金は、地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業、国際協力など社会貢献活動を行う各種団体等への助成、並びに社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業に対する助成を行い、以て日本の生活文化と地域社会の発展に寄与することを目的としています。  
募集期間●2月末日まで(必着)

①研究助成事業/テーマ「婚礼(結婚式)、葬儀(お葬式)など儀式文化の調査研究」の趣旨に合致する事業

②高齢者福祉事業/心身の機能が低下した高齢者などを対象に、一般的な在宅福祉対策で対応困難な分野や従来の施策等では十分福祉の推進が図られていない分野での支援活動。

または、ニーズの高さ等地域の実情に照らし必要と認められる高齢者の自己実現・自己表現を図るための支援活動や福祉活動。

③障害者福祉事業/重複障害、難病に起因する障害を持った障害児・者を対象に、一般的な在宅福祉対策では対応困難な分野や従来の諸施策等では十分福祉の推進が図られていない分野での支援活動。または、ニーズの高さ等地域の実情に照らし必要と認められる障害児・者の自己表現・自己実現を図るための支援活動や福祉活動。

④児童福祉事業/保護者等が死亡又は著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の児童、引きこもり、不登校の児童を対象とした支援・慰問活動、その他児童の健全育成等に関するボランティア活動。

⑤環境・文化財保全事業/日本国内における植林、野生生物保護、公害防止等の活動、地域の住民の参加を経て行う文化財保護活動、リサイクル活動その他地域住民にとって重要な意義を有する実践活動

⑥国際協力・交流事業/開発途上地域、紛争地、被災地における、医療活動、食料・物資援助、教材・学校建設など人材育成を目的とした国際協力・支援活動。国際交流を目的とする事業(懇親会・パーティー等は対象となりません。)

助成金額及び件数●助成金は、総額およそ10,000千円を目途とし助成を行います。(1件当たりの助成額上限は2,000千円とします。但し、研究助成事業においては、1,000千円を上限とします。)

詳細HP●<http://www.zengokyo.or.jp/social/index.html>

☎社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

社会貢献基金 運営事務局 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル7F

TEL:03-3433-4415 FAX:03-3435-0880

## 新刊書籍案内

### 「いろいろ」

おばあちゃんたちの葉っぱビジネス  
立木写真館 2,000円+税

料亭で出される日本料理に欠かせない「つま」ものを、地域発のビジネスにした徳島県上勝町の「いろいろ」を紹介。あの「おばあちゃんの写真館」が制作した、農家のおばあちゃんたちの笑顔が主役の写真集です。ホント、いい笑顔だ。



## 滋賀会館シネマホール 1・2月の上映予定

|                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| 『フラガール』<br>1月4日(木)～21日(日)  | 『カポテーティ』<br>1月16日(火)～     |
| 『旅の贈りもの』<br>1月4日(木)～14日(日) | 『キッチン・ストーリー』<br>1月16日(火)～ |

『ハイフラワーとキルトシュー』

1月4日(木)～14日(日)

### ◆リクエスト受付中!

上映してほしい作品名と住所、氏名、電話番号を記入の上、ハガキ、ファックス、または電子メールで滋賀ネットワークセンターまでお送りください。

・各回入替制 16:00以降の回1,200円均一サービス  
・料金は作品によって異なります TEL:077-522-6191  
・毎週水曜日1,000円均一サービス 滋賀会館シネマホール  
・毎週木・金曜日の初回

▶3月・4月の掲示板 情報募集中! 日時・場所・問合せ先等を明記の上、2月1日までにEメール、FAXまたは郵便でセンターまでお寄せください。

# ? NPOカレンダー 1月・2月

| 木 THU               | 金 FRI            | 土 SAT                                       | 日 SUN         |
|---------------------|------------------|---|---------------|
| 4                   | 5                | 6   | 7             |
| 11                  | 12<br>スキーの日      | 13  | 14<br>タロとジロの日 |
| 18                  | 19<br>のど自慢の日     | 20<br>地域安全の日<br>(毎月20日)                     | 21            |
| 25<br>日本最低気温の日      | 26<br>文化財防火デー    | 27<br>国旗制定記念日                               | 28            |
| 2月<br>1<br>テレビ放送記念日 | 2                | 3   | 4             |
| 8                   | 9                | 10  | 11<br>建国記念日   |
| 15                  | 16               | 17  | 18<br>嫌煙運動の日  |
| 22<br>世界友情の日        | 23<br>ロータリー設立記念日 | 24<br>地雷を考える日<br>第4回おうみNPO活動基金<br>採択団体成果発表会 | 25            |
|                     |                  |   |               |



## NPOカフェ見聞録

地球や人にやさしい  
スローなカフェを紹介します

### 「ひこね『街の駅』寺子屋 力石」

彦根市の花しょうぶ通り商店街を活性化しようと、かつて寺子屋だった町家を再生して生まれたのが「ひこね『街の駅』寺子屋 力石」です。目指しているのは現代版「寺子屋」。花しょうぶ通り商店街が運営主体となり、NPO法人彦根景観フォーラムの協力を得て様々な講座を開いています。特に今人気なのは「手作り甲冑教室」。ボール紙で本物さながらの甲冑が作れるとあって、県外からも受講者が訪れるほど。そのほかパソコンから折り紙、英会話まで幅広い分野があるとか。挽きたてのコーヒーが200円で飲める寺子屋内の茶店「たか女」にも自然に人が集まるようになり、コミュニティスペースとしてのきらりと光る存在になっています。

【問】 ひこね「街の駅」寺子屋 力石  
彦根市河原2丁目3-6 花しょうぶ通り  
TEL.0749-27-2810  
URL.http://machinoeki.exblog.jp/



寺子屋だった古い町家を再生して  
商店街に人を呼ぶ現代版「街の駅」に

## 編集後記

てくてく草津さんに取材に伺いました。週一回の全員活動の日、皆さん真剣に教科書作りの真っ最中。教科書は上・下巻あるので一年中め切りに追われるそうです。大変な作業ですが、編集のノウハウやソフトを使うスキルも知らず知らず身につくことなのでしょう。人のためにしていることは、必ず自分のためにもなるんだなあ、と感動。  
(編集ボランティア・幅)

私が子供の頃は、今よりもっと道端に犬のウンチが落ちていたような記憶があります。ペットが持つ社会的な意味が変わるにつれて、マナーも向上したのでしょうか。みんなが地域で楽しく暮らして行くために、最低限のマナーは守りたいもの。そんなことを考えました。

(事務局スタッフ 高峯陽子)

★ネットワークセンター休館日

## 淡海ネットワークセンター (財)淡海文化振興財団

淡海ネットワークセンターは、県内の市民活動、NPOをサポート・ネットワークしています。

- 〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20
- TEL 077-524-8440 ■FAX 077-524-8442
- http://www.ohmi-net.com/ ■E-mail:office@ohmi-net.com
- ご利用日時●月曜日と祝日の翌日を除く毎日(12/29~1/3を除く)  
火~金曜日/9:00~19:00 土・日曜日・祝日/9:00~17:00

※淡海ネットワークセンターの情報交流誌「おうみネット」は次のところで配布しています。各地域振興局、県民情報室、県内図書館、琵琶湖博物館、男女共同参画センター、文化産業交流会館、陶芸の森、草津まちづくりセンター、県社協ボランティアセンター、大津市生涯学習センター、栗東芸術文化会館さくら、滋賀銀行、滋賀県信用組合、郵便局(ボランティア貯金窓口)、公民館 など

※バックナンバーはホームページでご覧いただけます。

※最新情報はメルマガでお知らせしています。ご希望の方は上記メールアドレスまで。



©無断転載を固くお断りします。